

# 京田辺市の上下水道料金について

- ・上水道料金、下水道使用料それぞれに基本料金があり、開栓中は料金がかかります。
- ・上下水道料金は、2ヶ月ごとに請求させていただきます。
- ・京田辺市の上水道料金は、お使いの場所に接続されている給水管の口径によって異なります。
- ・下水道料金は全ての使用者に一律です。
- ・使用期間が1ヶ月に満たない場合は、基本料金等が変わるため別途計算致します。

	口径 20mm	口径 13mm
基本料金	2,132円	1,106円
1～30㎥	28円/㎥	1～16㎥ 28円/㎥
31～60㎥	142円/㎥	17～40㎥ 109円/㎥
61㎥以上	190円/㎥	41～60㎥ 142円/㎥
		61㎥以上 190円/㎥

基本料金	1,238円	61～200㎥	120円/㎥
1～16㎥	22円/㎥	201～2000㎥	134円/㎥
17～40㎥	96円/㎥	2001～3000㎥	149円/㎥
41～60㎥	106円/㎥	3001㎥以上	158円/㎥

## 計算例

口径20mm、2ヶ月で58㎥使用した場合  
**【水道料金】** (基本料金2,132円 + 30㎥ × 28円 + 28㎥ × 142円) × 消費税(10%) = 7,642円  
**【下水道使用料】** (基本料金1,238円 + 16㎥ × 22円 + 24㎥ × 96円 + 18㎥ × 106円) × 消費税(10%) = 6,382円

## 上下水道のご使用にあたり知っておいていただきたいこと

京田辺市では、ご使用になった水量を水道メーターを2ヶ月ごとに検針して計量しています。

水道メーターは、通常敷地と道路の境界から1メートル以内にあり、メーターボックスの鉄フタの下にあります（※お使いの場所によっては異なることがあります）。

お住まいの地域によって、検針月が異なります。

A地区			B地区		
期別(使用月)	検針日	口座振替日 (納付書発送日)	期別(使用月)	検針日	口座振替日 (納付書発送日)
1期(3・4)	4月上旬	5月15日	1期(2・3)	3月上旬	4月15日
2期(5・6)	6月上旬	7月15日	2期(4・5)	5月上旬	6月15日
3期(7・8)	8月上旬	9月15日	3期(6・7)	7月上旬	8月15日
4期(9・10)	10月上旬	11月15日	4期(8・9)	9月上旬	10月15日
5期(11・12)	12月上旬	1月15日	5期(10・11)	11月上旬	12月15日
6期(1・2)	2月上旬	3月15日	6期(12・1)	1月上旬	2月15日

**A地区**では偶数月に検針し、**B地区**では奇数月に検針しています。  
 検針は、京田辺市上下水道部が委託した検針人が行いますので、ご協力をお願いします。

水道メーター上にお車があったり、門扉が施錠されているなど、検針ができない場合は、過去の水量から水量を推定し、認定させていただく場合がございますので、ご了承ください。

なお、水道メーターの検針を拒否された場合は、給水を停止させていただく場合がございます。

## 【お問い合わせ先】

**京田辺市上下水道部** 〒610-0332 京田辺市興戸犬伏18番地1  
 経営管理室 ☎0774-62-0414（上下水道料金・開閉栓）  
 上水道課 ☎0774-62-0401（上水道の工事）  
 下水道課 ☎0774-64-1352（下水道）  
 ファックス ☎0774-63-4783

## 京田辺市社会福祉センター横

京都府警田辺警察署の道路を挟んで向かいにございます。

最寄り駅：近鉄新田辺駅  
 JR京田辺駅

京田辺市における水道の契約に関しては、民法の定型約款に関する規定が適用されます。京田辺市においては、京田辺市水道事業給水条例及び京田辺市水道事業給水条例施行規程がこの定型約款にあたるものです。内容については、本市ホームページにてご確認ください。また、京田辺市上下水道部窓口にて閲覧いただくことができます。

## 水道料金及び公共下水道使用料のお支払いについて

京田辺市では、**納付書払い**と**口座振替**の2つの方法で水道料金等をお支払いいただけます。

### 納付書払い

水道メーターを検針した月の翌月15日以降にご自宅へ専用の納付書（請求書）をお送りします。納付書は、**コンビニエンスストア**や**金融機関**でお支払いいただけます。

### 口座振替

水道メーターを検針した月の翌月15日に指定の口座から引き落としさせていただきます。

上下水道料金のお支払いには、払い忘れのない**口座振替**のご利用が便利です。専用の申請書を各銀行の窓口へ提出いただければ、手続きは完了です。申請書は、各銀行の窓口へ備えてあるほか、お電話くだされば京田辺市上下水道部からお送りします。詳細については営業係（☎0774-62-0414）までお問い合わせください。

### 口座振替 ができる 金融機関

京都銀行 南都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫  
 JA京都やましろ 近畿労働金庫 ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行のみ、ゆうちょ銀行窓口備え付けの専用用紙となります。

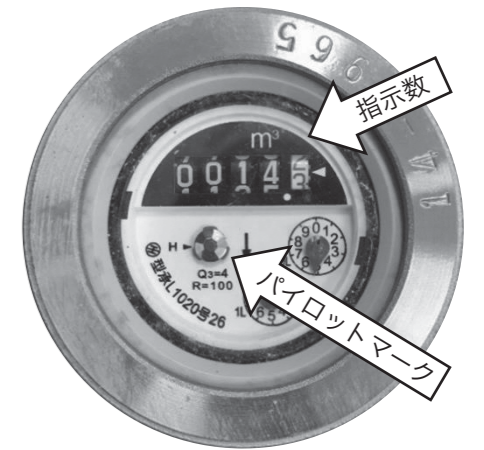
### その他

誠に申し訳ありませんが、京田辺市上下水道部ではクレジットカードでの納付並びに指定金融機関以外（都市銀行等）での口座振替による納付は承っておりません。

## 水道メーターの読み方

水道メーターは、水道をご利用する上での生命線です。指示数だけでなく、漏水など、いろんな情報を読むことができます。水道メーター（右図）の数字部分が指示数です。指示数はメーターの少数点より上を読みます（今回は14㎥）。

パイロットマークは、水道の現在の使用状況を示すものです。少量でも水の流れがあれば反応し、コマのように回ります。もし、家庭内の水栓を全て閉めても反応しているようであれば、漏水（メーターよりご家庭側で水が漏れていること）が疑われます。



## どこまでが市の管理？

京田辺市上下水道部が管理している水道は、ご家庭の水道メーターまでとなっています。水道メーター以降の配管は、使用者が所有・管理されているものになります。漏水等で修理された場合は、地下での漏水など、条件によっては水道料金等の減免制度はあります（下欄をご参照ください）が、修理費用等は使用者の負担となります。

## 漏水があったときは・・・

メーターよりご自宅側の漏水にかかる修理費用は、使用者のご負担になりますが、地下など発見が困難な配管部分での漏水で、善良な管理者の注意をもって発見が困難であると認められる場合には、水道料金等について一部を減免する制度がございます。

軽減・減免制度のご利用には**京田辺市指定給水工事業者**による修理証明印を必要としますので、市の指定のある業者に修理を依頼してください。

**京田辺市指定給水工事業者**については、京田辺市ホームページ（右の二次元コードからも読み込めます）

<https://www.kyotanabe.jp/0000000680.html>

もしくは**京田辺市上下水道協同組合**（TEL:0774-62-6989）にご確認ください。



